

道路交通法施行令の一部を改正する政令等について

- 1 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
道路交通法の一部を改正する法律の附則により、公布後1年以内に施行することとされた事項の施行期日を平成17年4月1日とする。
(参考) 公布後1年以内に施行することとされた事項
自動二輪車の二人乗り規制の見直し
 - 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(17年4月1日から施行)
 - (1) 自動二輪車の二人乗り規制の見直し関係
大型二輪免許等を受けていた期間が3年未満の者のうち、高速道路において大型自動二輪車等の二人乗りができるものを定める。
大型自動二輪車等乗車方法違反に対する反則金の額を1万2千円に、行政処分
の基礎点数を2点に引き上げる。
 - (2) ICカード免許証関係(改正法関係以外)
ICカード免許証の交付手数料の標準等を定める。
 - 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等
 - (1) 自動二輪車の二人乗り規制の見直し関係(17年3月1日から施行)
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
大型二輪車講習及び普通自動二輪車講習の講習事項に大型自動二輪車又は普通
自動二輪車の二人乗りに関する知識を加える。
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則
大型二輪免許及び普通二輪免許の学科教習の教習事項に、大型自動二輪車又は
普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識を加える。
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則
届出自動車教習所が行う大型自動二輪車又は普通自動二輪車の教習の課程であ
って、当該教習を修了した場合に大型二輪車講習又は普通二輪車講習の受講が免
除されることとなるものの教習事項に、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二
人乗り運転に関する知識を加える。
運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案
運転免許取得者教育の課程に大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り
に関する技能及び知識に関するものを加える。
 - (2) ICカード免許証の記載事項等関係(改正法関係以外・17年4月1日から施行)
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
公安委員会がICカード免許証を交付することとした場合には、免許証の記載
事項及び免許を受けた者の写真を電磁的に記録し、券面に本籍を記載しないこと
とする。
- (参考) 「道路交通法施行令改正試案」等に対する意見募集の結果
10月8日から11月8日までの間、パブリックコメントを実施し、期間中362件の意見
が寄せられた。詳細は、別添のとおり。

「道路交通法施行令改正試案」等に対する意見の募集結果について

(「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係」及び「ＩＣカード免許証関係」)

警察庁は、平成16年10月8日(金)から同年11月8日(月)までの間、「道路交通法施行令改正試案」、「道路交通法施行規則等改正試案」及び「確認事務の委託の手續等に関する規則試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見のうち「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係」及び「ＩＣカード免許証関係」に対する御意見と、これに対する警察庁の考え方は、別添(「道路交通法施行令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について)のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙(「道路交通法施行令改正試案」等パブリックコメント集計結果)を御参照ください。

(参考)

寄せられた御意見の総数 362件

(内訳)

電子メール	341件(94.2%)
FAX	19件(5.2%)
郵送	2件(0.6%)

なお、違法駐車対策に関する御意見、御質問等は302件ありました。詳細については、現在集計中です。

「道路交通法施行令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

(「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係」及び「ＩＣカード免許証関係」)

高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係

- 1 運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者について
この項目に対する御意見としては、
外国の相当免許期間を通算することについて賛成
といった試案に賛成する御意見がありました。

いわゆるうっかり失効や外国免許からの切替えの場合は、形式上は新規免許取得者であっても、20歳以上であり、かつ、過去に受けていた大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許(以下「大型二輪免許等」といいます。)を受けていた期間と現に受けている大型二輪免許等を受けている期間を通算して3年以上となる場合等であれば二人乗りの運転特性や操作技術に習熟していると考えられることから、高速自動車国道及び自動車専用道路における大型自動二輪車又は普通自動二輪車(以下「大型自動二輪車等」といいます。)の二人乗りを認めることが適当であると考えています。

- 2 大型自動二輪車等に係る運転免許取得者教育の課程について
この項目に対する御意見としては、
運転免許取得者教育についてさらに強化すべき
といった試案に条件付きで賛成する御意見がありました。

現行の道路交通法では、免許を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を、自動車教習所等の施設を用いて行う者は、都道府県公安委員会の認定を受けることができることとされています。

この運転免許取得者教育の課程に、大型自動二輪車等の二人乗りに関する技能及び知識を習得しようとする者に対するものを加えるほか、都道府県警察が実施する安全講習や二輪車関係団体が実施する安全講習等を活用して、二人乗りに関する安全教育を積極的に実施していくことが適当であると考えています。

ＩＣカード免許証関係

ＩＣカード免許証の記載事項等について

この項目に対しては、条件付賛成の立場から、
プライバシー保護のため、本籍については、ＩＣカード免許証に記載しな
いだけでなく電磁的記録からも削除すべきである
といった御意見がありました。

本籍については、免許保有者の特定等に必要であることから、ＩＣカード免許証の電磁的記録から削除することはできません。

しかしながら、プライバシー保護の観点から、ＩＣカード免許証の電磁的記録の読

取りには免許保有者が設定したパスワードの入力を必要とし、特に、本籍及び顔写真については、その性格上強い保護が必要と考えられることから、免許保有者が設定したもう一つのパスワードを入力しなければ読み取れない仕様とすることとしています。

「道路交通法施行令の改正試案」等のパブリックコメント集計結果

(「高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係」及び「ＩＣカード免許証関係」)

高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り関係

- 1 運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者について

試案に賛成	8件 (42.1%)
試案に条件付きで賛成	0件 (0%)
試案に反対	0件 (0%)
その他の感想	11件 (57.9%)
合計	19件 (100.0%)

- 2 大型自動二輪車等に係る運転免許取得者教育の課程について

試案に賛成	7件 (77.8%)
試案に条件付きで賛成	1件 (11.1%)
試案に反対	0件 (0%)
その他の感想	1件 (11.1%)
合計	9件 (100.0%)

ＩＣカード免許証関係

ＩＣカード免許証の記載事項等について

試案に賛成	6件 (50.0%)
試案に条件付きで賛成	1件 (8.3%)
試案に反対	0件 (0%)
その他の感想	5件 (41.7%)
合計	12件 (100.0%)

1 頂いた御意見、御質問等362件のうち、高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗りに関するもの、ＩＣカード免許証に関するもののほか、違法駐車対策に関するものが302件、改正試案に対する御意見に当たらないものが46件ありました。違法駐車対策に関する御意見、御質問等については、現在集計中です。

2 「大型自動二輪車等乗車方法違反に係る点数及び反則金の額」及び「大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習事項」に対する個別の御意見はありませんでした。

3 個別項目の集計に当たっては、複数の項目に関する意見を含む場合には、重複して計上しています。

4 割合(%)は小数点第二位を四捨五入したものです。